

令和4年度
秋 田 県 職 員
(総合食品研究センター研究員)
募 集 要 項

- 受付期間 令和4年7月 1日(金)午前8時30分から
令和4年7月29日(金)午後5時まで
- 申込方法 インターネット(電子申請)により申し込んでください。
以下のURLから「秋田県電子申請・届出サービスのご案内」にアクセスして、申込手続を行ってください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3832>

詳しくは、募集要項P4をご覧ください。

- 問 合 せ
- 申 込 先

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 総務班

(秋田県庁第二庁舎1F)

所在地 〒010-8570 秋田市山王三丁目1番1号

電 話 018-860-1461(直通)

FAX 018-860-3879

E-mail kankousenryakuka@pref.akita.lg.jp

ウェブサイト

QRコード



1 採用職種、採用予定人員及び職務内容等

採用職種	採用区分	採用予定人員	職務内容
食品・醸造	研究員	2名	秋田県産食材等の高度加工技術又は醸造関連食品の研究員として秋田県総合食品研究センターに勤務し、研究開発及び県内の民間企業への技術指導に従事します。 ・食品の高度加工技術に関する研究開発 ・食品の機能性に関する研究開発 ・発酵食品の加工技術に関する研究開発 ・酒類の高度加工技術に関する研究開発 ・醸造用微生物の研究開発 ・民間企業等への食品・酒類製造指導及び講習

2 応募資格

昭和48年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、生物系もしくは理化学系研究の経歴を持ち、次のア、イのいずれかの要件を満たすものが応募できます。

ア 修士又は博士の学位を取得している者

イ 令和5年3月31日までに当該学位を取得する見込みの者又は当該学位と同等の研究実績を有する者

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 外国籍の者のうち就職が制限される在留資格の者（ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる見込みの者は除きます。）

◆ 外国籍の人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。

(1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。

(2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（原則として本庁の課長級以上及地方機関の長）に就くことはできません。

3 資格調査

応募資格の有無、提出書類記載事項の真否等について行います。なお、提出書類記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

4 試験の種目、内容及び実施時期

(1) 第1次試験

試験種目	内容	実施時期
書類選考	提出書類記載事項の内容を審査します。	令和4年8月中旬

(2) 第2次試験

試験種目	内容	実施時期
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査を行います。	令和4年9月上旬
口述試験	書類選考合格者に対し、専門知識・保有技術を審査するため、個別面接を行います。	同上

5 合格者の発表

第1次試験（書類選考）合格発表	令和4年8月下旬	合否は書面により通知します。
第2次試験（口述試験）合格発表	令和4年9月中旬	
最終合格発表	令和4年10月	

6 採用時期

最終合格者は、原則として令和5年4月1日付けで採用する予定です。

7 勤務条件

(1) 給与

初任給（令和4年4月1日現在）は、原則として修士課程修了者で研究職給料表2級13号給月額223,408円が、博士課程修了者で2級29号給月額264,285円が支給されます。

なお、職務経験等のある者については、経歴その他の事項を勘案のうえ決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅などの施設があります。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込手続

受験申込みの方法は、パソコン又はスマートフォンでインターネットから申し込む方法（電子申請）となります。

ア 申込み

「秋田県電子申請・届出サービスのご案内」(<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3832>)に記載されている内容を確認し、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスして利用者登録をしてください。

利用者登録が完了したら、手続き一覧から試験名を選択し、画面上の受験申込書に入力して、申込内容に間違いがないか確認した上で送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

(注) 7月29日(金)までに申込完了通知が届かない場合は、受験申込受付期間内に速やかにお問い合わせください。

イ 受験申込書への入力要領

- ① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択（チェックマーク）してください。
- ② 最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、正面向、無帽、無背景、縦横比おおむね4：3（サイズは問わない））の画像ファイル（JPEG、PNG又はGIF）を添付してください。

ウ 提出書類の作成要領

提出書類について、提出書類作成要領に従って作成し、ファイル（xlsx、PDF）を添付してください。

なお、データでの添付が困難な場合は、受験申込問合せ先（秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 総務班）に連絡をお願いします。

(注) 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(2) 受付期間

令和4年7月 1日(金) 午前8時30分から

令和4年7月29日(金) 午後5時まで